

人権の尊重並びに 普及啓発及び教育について

人権教育・啓発に関する基本計画について

1 基本計画の概要

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 7 条の規定に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 14 年 3 月に閣議決定により策定したものである。

【人権教育・啓発推進法第 7 条】

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

2 基本計画の策定方針と構成

（1）基本計画の策定方針

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連 10 年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

（2）基本計画の構成

- ① 第 1 章「はじめに」
 - ・ 人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成
- ② 第 2 章「人権教育・啓発の現状」及び第 3 章「人権教育・啓発の基本的な在り方」
 - ・ 我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方
- ③ 第 4 章「人権教育・啓発の推進方策」
 - ・ 人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示
 - 人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。
- ④ 第 5 章「計画の推進」
 - ・ 計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等

【人権教育・啓発に関する基本計画第4章（8）】

（8）H I V感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア H I V感染者等

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（A I D S）と呼んでいる。エイズは、1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えとともに、エイズ患者やH I V感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① H I V感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、H I V感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省、厚生労働省）
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ③ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。（厚生労働省）
- ④ エイズ患者やH I V感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やH I V感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑤ エイズ患者やH I V感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やH I V感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

普及啓発及び教育

◆ 一般的普及啓発

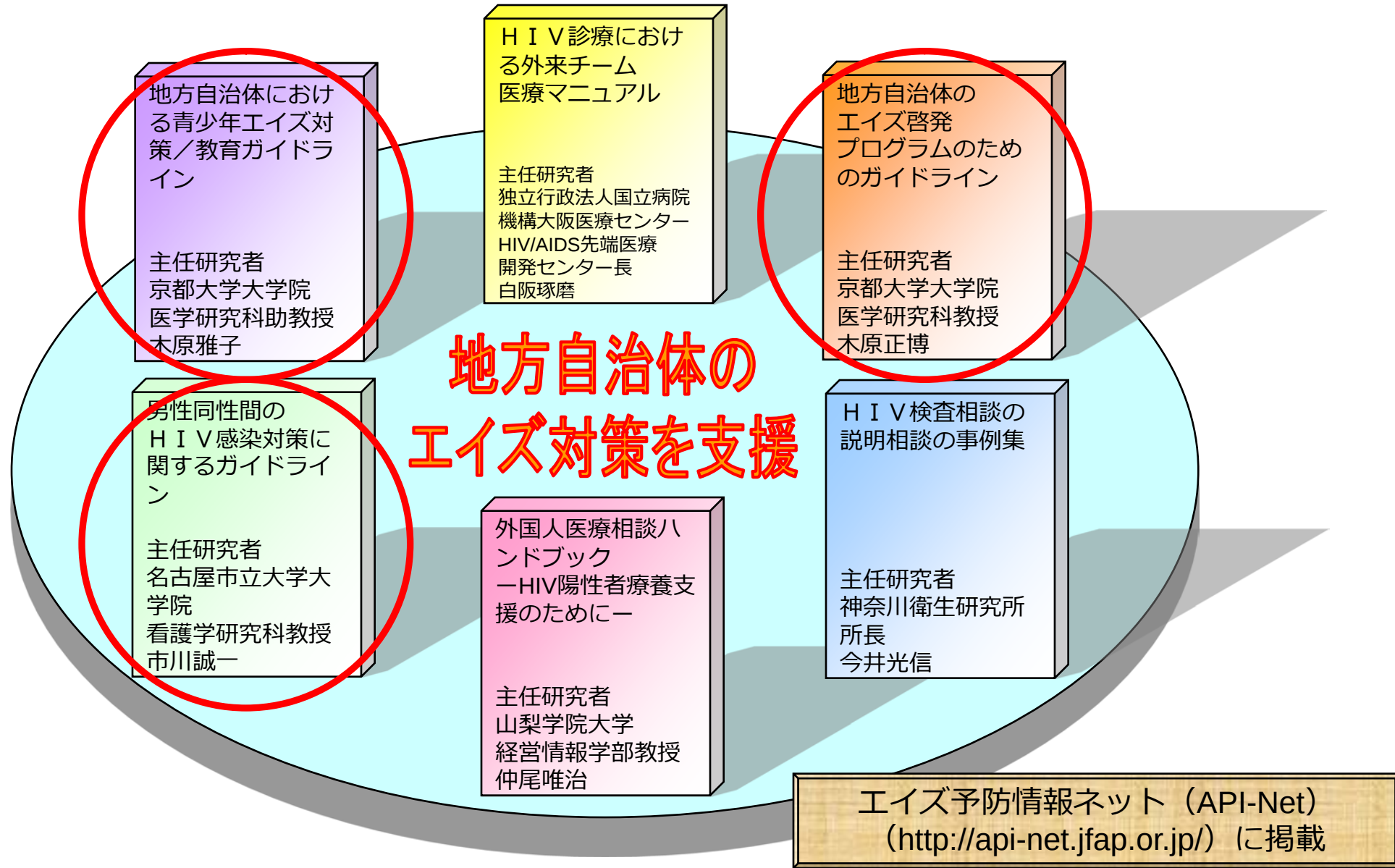
- (1) 公共広告機構（ＡＣ）等を通じた、ＴＶ、ラジオ、新聞等の媒体を利用した啓発
- (2) 世界エイズデー（12月1日）全国キャンペーン
- (3) エイズ予防情報ネット（api-net） <http://api-net.jfap.or.jp/>
- (4) エイズポスターコンクール

◆ 個別施策層に対する普及啓発等の重点化

- 青少年、同性愛者への対応

地方自治体向けエイズ対策マニュアル

○各地方自治体のH I V・エイズ対策を効果的に支援するため、
厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業において、下記のマニュアルを作成



1 一般的普及啓発

(1) 公共広告機構（A C）を通じた普及啓発

※社団法人A Cジャパン（公共広告機構（A C）から平成21年7月1日に改称）ホームページより

○平成 17（2005）年度

見えない連鎖

- ・テーマ「エイズ検査の促進」、支援団体：エイズ予防財団
- ・企画・制作：大広大阪本社、掲載メディア：テレビ/ラジオ/新聞/雑誌/ポスター



近年、エイズ問題はあまり話題に上らないのですが、現実には、HIV は着実に広がり続けています。世界では過去 20 数年間に 6,500 万人以上が感染し、日本国内でも毎年 1,000 人近くの新たな感染者とエイズ患者が増えているそうです。と言われてまだ、自分は関係ないと思っている人に。自分や彼女から先の、過去の間人間関係へと遡ってみると…エイズが俄に自分自身の問題に見えてくる…エイズへの再認識を促します。

○平成 18（2006）年度

うしくんのエイズ検査体験レポート

- ・テーマ「エイズ検査の促進」、支援団体：財団法人エイズ予防財団、
- ・企画・制作：電通、掲載メディア：テレビ/ラジオ/新聞/雑誌/ポスター

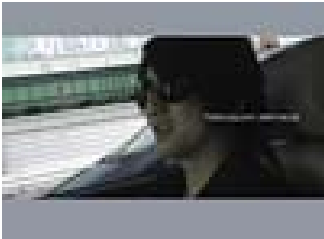


若者のエイズへの関心は薄く、なかなか自分ごとと捉えられていません。また検査に足を運ぶのも重荷に感じています。デリケートな問題ですが、エイズ検査へのそんな抵抗感の中身を調べてみると、そこには意外と知られていないニュースがありました。それは、全国の保健所で匿名・無料で検査できるという情報です。そのニュースを、親しみを込めて伝え、足を運んでもらおうと考えたときうしくんを起用したアイディアが生まれました。

○平成 19（2007）年度

TERU登場

- ・テーマ「エイズ検査の促進」、支援団体：エイズ予防財団
- ・広告会社：（株）アサツー ディ・ケイ、制作会社：（株）ピクチャーズ、掲載メディア：テレビ/ラジオ/新聞/雑誌/ポスター



エイズについての理解が深く、世界のエイズデーなどにも積極的に参加している GLAY の TERU さんが出演。本人が検査に訪れた際のシーンを紹介しながら、「エイズは早期発見で発症を抑えられます」と検査を呼びかけます。

○平成 20（2008）年度

検査に行くということ

- ・テーマ「エイズ検査の促進」、支援団体：（財）エイズ予防財団
- ・広告会社：（株）アサツー ディ・ケイ、掲載メディア：テレビ/ラジオ/新聞/雑誌



2007 年度キャンペーンで好評を博した GLAY の TERU さん出演の第二弾。実際にエイズ検査を受ける TERU さんの姿が、検査人数の増加につながりました。より踏み込んだメッセージで、エイズ検査のさらなる促進を呼びかけます。

(2)世界エイズデーにおける厚生労働省の取組

東京でのイベント等

(平成22年度)

① RED RIBBON LIVE 2010 [11月27日(土)17:30~21:00]

SHIBUYA-AXにおいて、様々な分野の有名人、医療専門家などによる無料招待のライブ&トークを行い、若者を中心とした世代に予防啓発のメッセージを発信



② 街頭キャンペーン

(1) 普及啓発イベント [11月27日(土)12:30~17:00]

代々木公園ケヤキ並木において、お笑いライブ、NGO等によるHIV普及啓発ブースを設置

(2) 街頭での配布活動 [11月27日(土)13:00~15:00]

渋谷駅周辺で、NGO、ボランティアと協力してエイズ予防啓発グッズ(HIV検査パンフレット、レッドリボンシール、コンドーム)を3,000セット配布



③ HIV無料検査 [12月4日(土)11:00~18:00]

渋谷駅付近の特設検査場において、NGOと協力してHIV無料検査を実施
(受検者数70名／予約枠100名)

名古屋でのイベント等

① RED RIBBON LIVE 2010 in NAGOYA〔11月21日(日)13:00～16:00〕

アスナル金山において、入場無料のライブ＆トークを行い、若者を中心とした世代に予防啓発のメッセージを発信



② 街頭キャンペーン〔11月21日(日)13:00～16:00〕

アスナル金山において、NGO、ボランティア、民間企業と協力してエイズ予防啓発グッズ(HIV検査パンフレット、レッドリボンシール、コンドーム)を1,000セットを配布



③ HIV無料検査〔11月21日(日)11:00～16:00〕

金山総合駅付近の特設検査場において、NGOと協力してHIV無料検査を実施
(受検者32名／予約枠50名)

その他の取組（エイズデーポスターコンクール等）

▼平成22年度
エイズ啓発ポスター

① エイズ啓発ポスターの掲示

青少年対策として実施する世界エイズデーポスターコンクールにより選出した普及啓発ポスターを、官公庁、地方公共団体、エイズ治療拠点病院、映画館等に掲示



② インターネットによる啓発及び情報提供

- (1) RED RIBBON LIVE 2010の模様をUSTREAMでライブ放送（累計約28,300人が視聴）
- (2) Yahoo! JAPANの独自企画「レッドリボン特集2010」と連携して、啓発活動をインターネット上で展開。RED RIBBON LIVE 2010の動画をYahoo! JAPANで配信（累計27,036人が視聴）
- (3) エイズ予防情報ネット(API-Net)
において、世界エイズデー前後に全国の自治体で実施されるイベントの紹介及び検査相談体制の案内を掲載

③ 交通広告等の活用による啓発

JR・私鉄・地下鉄の主要路線における電車内又は駅構内での広告など、交通広告を活用した啓発活動を展開



(3) エイズ予防情報ネット(API-Net)

<http://api-net.jfap.or.jp/>

- エイズに関する正しい知識普及のためのパンフレットやポスター、研修会開催案内等HIV・エイズに関する情報を掲載し、普及啓発を行う。



API-Net

AIDS Prevention Information Network
エイズ予防情報ネット

このサイトは、エイズの予防・啓発などに資する様々な情報を幅広く提供することでHIV/エイズの感染防止を図るため、厚生労働省委託事業のひとつとして「財」エイズ予防財団が実施しています。

[HOME](#) [HIV/エイズの知識](#) [検査・相談情報](#) [イベント情報](#) [研修情報](#) [NGO情報](#) [資料室](#)

12月1日は世界エイズデー

World AIDS Day 2010

詳しくは、平成22年度「世界エイズデー」特設ページをご覧ください。 [GO](#)

[世界・日本の状況](#)

[エイズ動向委員会報告](#)

[エイズ治療拠点病院](#)

[パンフレット・グッズ
啓発資料](#)

[啓発と支援の象徴
レッドリボンとは](#)

[ストップエイズへのご支援を
日本エイズストップ基金](#)

[財団法人エイズ予防財団](#)

[エイズレポート](#)

[8カ国語対応サポートライン](#)

[エイズ予防のための戦略研究](#)

新着情報

2011.2.7
[エイズ動向委員会報告](#) **NEW**

2011.2.3
[平成22年度「世界エイズデー」実施結果一覧\(地方自治体の取組結果\)を掲載しました](#) **NEW**

2011.1.28
[長崎大学からの健康危機情報通報について\(平成22年度エイズ対策研究事業\)](#) **NEW**

2011.1.26
[エイズレポート 第89号](#) **NEW**

2011.1.13
[平成22年度通訳研修 募集要項、参加申込書](#)

2011.1.13
[平成22年度NGO指導者研修 募集要項、参加申込書](#)

2010.12.9
[平成22年度ケア合同\(応用編\)研修 募集要項、参加申込書](#)

2010.12.8
[『UNAIDSレポート「世界のエイズ流行」2010年版』を掲載しました](#)

2010.11.30
[エイズ動向委員会報告](#)

検査・相談窓口

都道府県 [選択してください▼](#)

☐ 土曜 検査対応
☐ 日曜 検査対応
☐ 夜間 検査対応
☐ 即日 検査対応
☐ 予約不要
☐ その他の感染症の検査
☐ 特設 検査対応

[検査・相談の実施場所を探す](#)

[詳細検索へ](#)

電話相談窓口はこちら

フリーダイヤル 0120-177-812
携帯電話 03-5259-1815
月～金 10:00～13:00 14:00～17:00
[クリックで詳細ページに飛びます](#)



エイズ予防情報ネット モバイルサイト

<http://api-net.jfap.or.jp/v/>



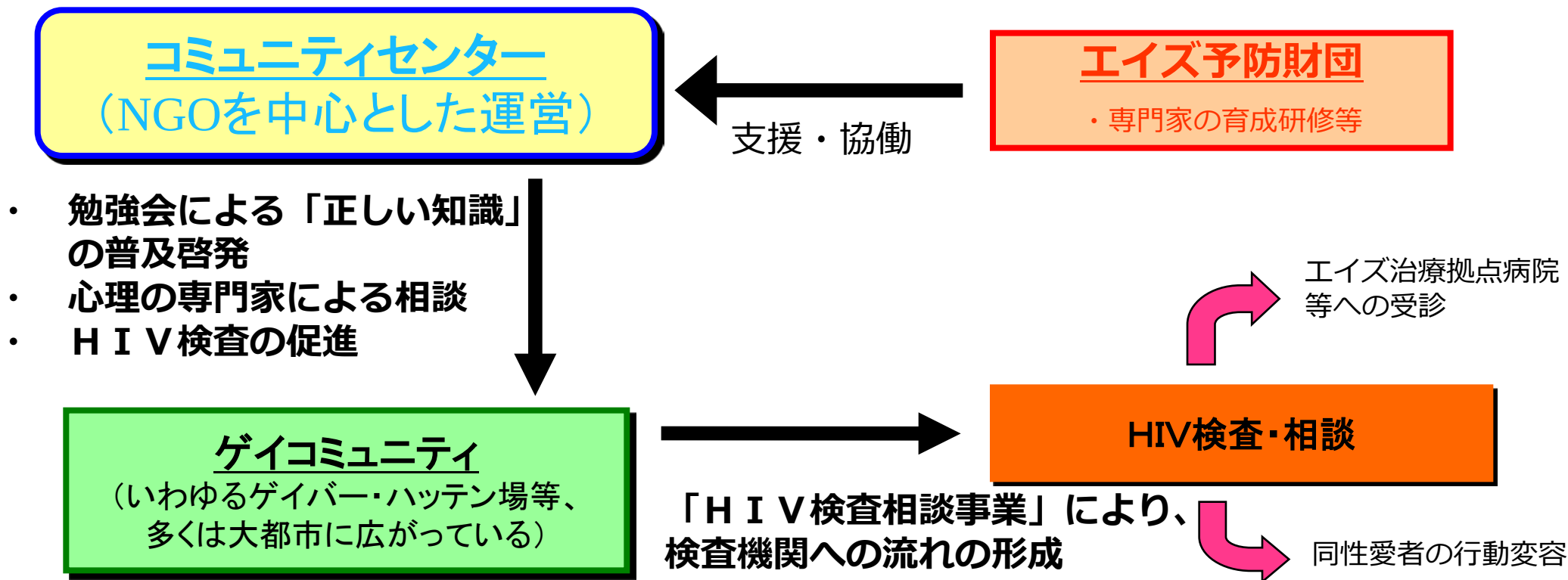
[リンク](#) [ご意見・ご要望](#) [当サイトのリンクについて](#) [サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) 2010 API-Net All Rights Reserved.

2 個別施策層に対する普及啓発等

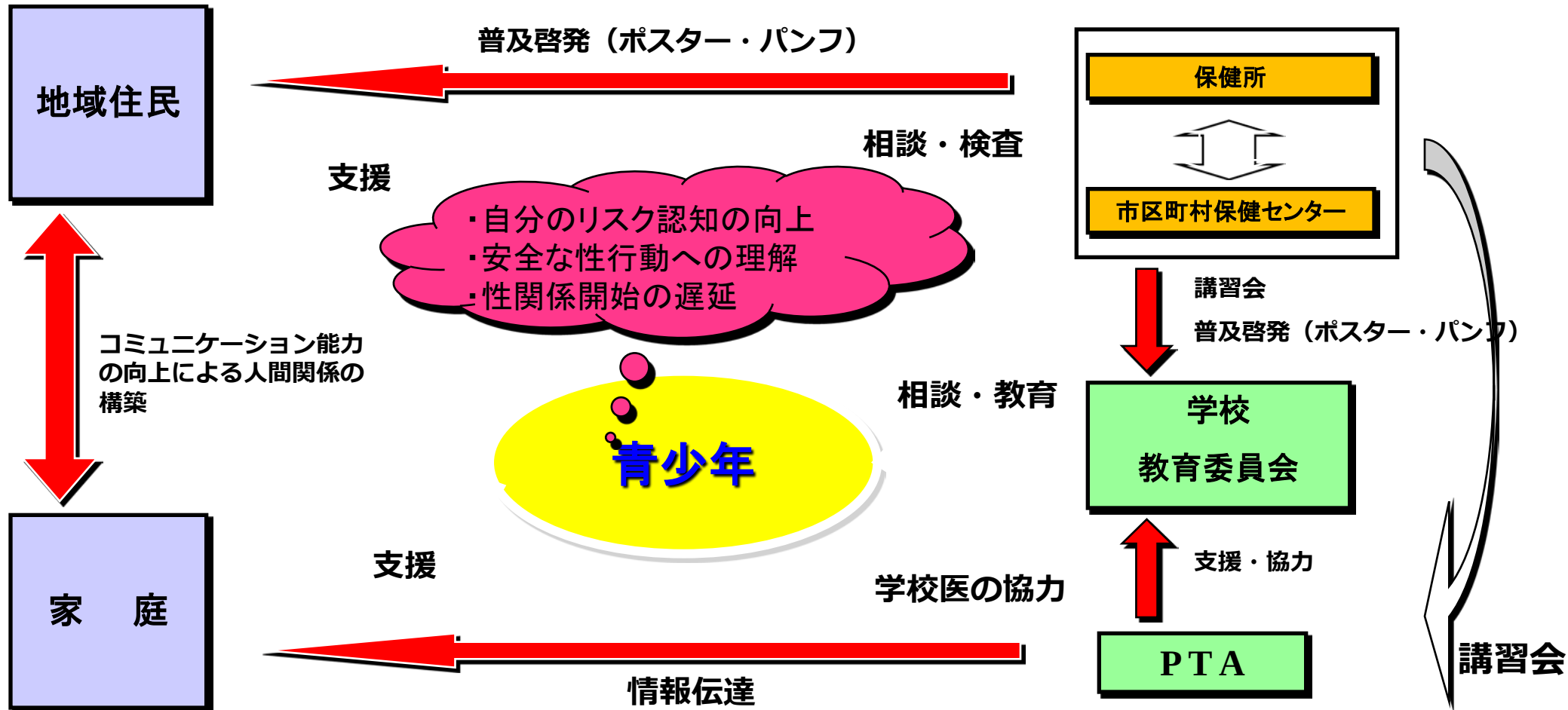
同性愛者への対応

- 公費により、大都市にコミュニティーセンターを設置
- そこを拠点として、NGOや行政が協働し、コミュニティに対する普及啓発を実施
- 行動変容、検査の早期受診につなげる



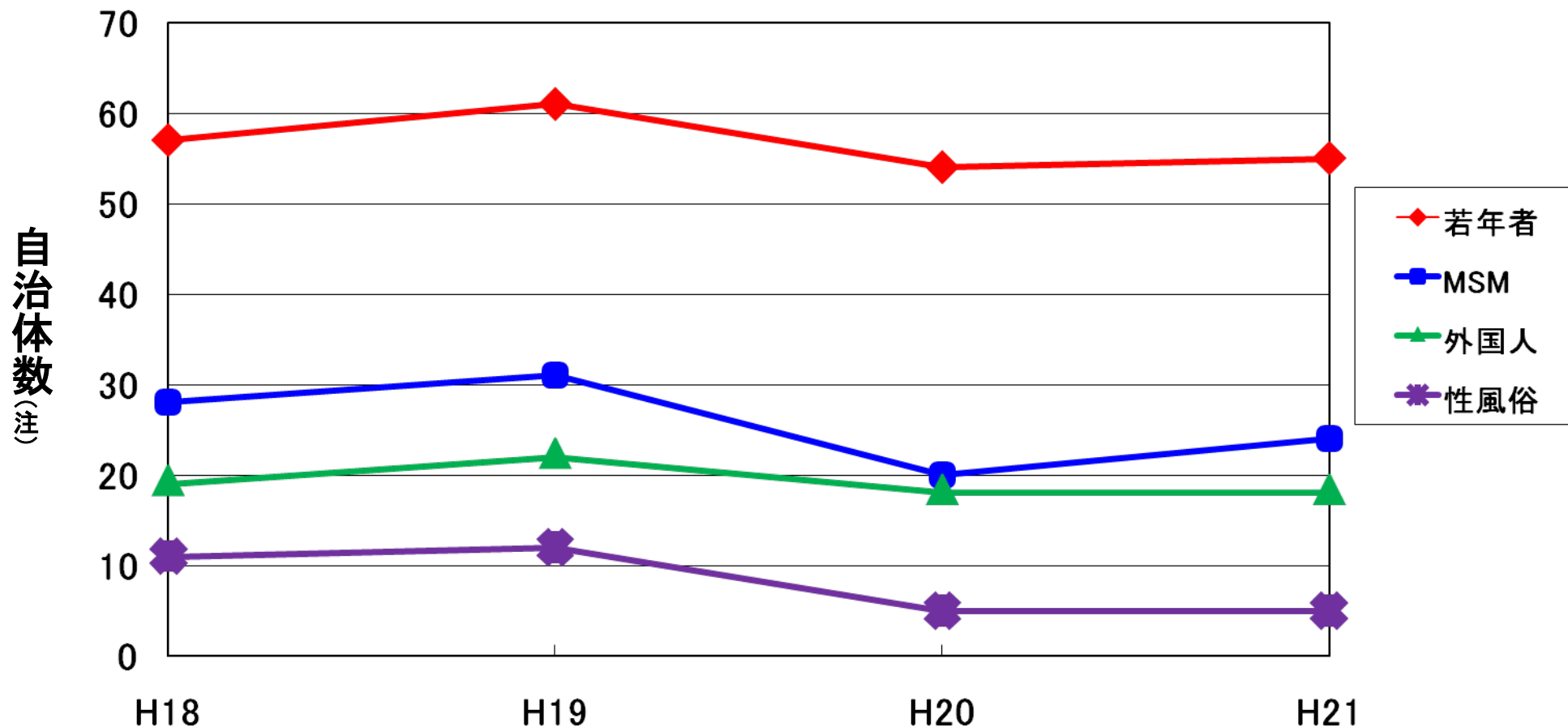
青少年への対応

20, 30歳代のHIV感染者対策としては、10歳代への教育が重要である



3 地方公共団体に対するモニタリング

個別施策層対策を実施する自治体数の年次推移 (平成18年度～平成21年度)



(注) 「自治体数」とは、都道府県、政令指定都市及び特別区の数を行い、中核市及び保健所政令市の数を含めない。

平成18年度は全85自治体（都道府県47・政令指定都市15・特別区23）、平成19年度・平成20年度は全87自治体（都道府県47・政令指定都市17・特別区23）、平成21年度は全88自治体（都道府県47・政令指定都市18・特別区23）である。

エイズ対策促進事業補助金・特定感染症検査等事業補助金 実績額(総事業費)の年次推移 (平成18年度～平成21年度)

